

相続対策に必須の遺言 ～普通方式による遺言書 3 つの方式の差異～

その 3

普通方式による遺言書には、「自筆証書遺言」、「公正証書遺言」、「秘密証書遺言」の 3 つの方式があります。それぞれの作成方法、長所及び短所などについては、以下の表のとおりです。そのうち、相続対策で作成する遺言書については、遺言書の有効性について疑義の入る余地の少ない「公正証書遺言」によることをお勧めします。

遺言の種類	作成方法	長 所	短 所	備 考
自筆証書遺言 (民法 968) (注)	① 遺言者が必ず遺言の全文・日付・氏名を自署し、押印します。(財産目録については自書を要しない) ② 証人や立会人は要りません(遺言者が単独で作成できます)。	① いつでも、どこでも作成でき、遺言書作成に伴う証人は不要で、費用もかかりません。 ② 遺言の内容についても、遺言書の作成についても秘密が保持できます。	① 紛失や改ざんの心配があります。 ② 文字を書ける人に限られます。 ③ 方式不備、内容不備による無効の可能性もあります。	① 加除訂正の方法に十分注意する必要があります。 ② 遺言書の保管方法に注意する必要があります。 ③ 死後に家庭裁判所での検認手続きが必要です。
公正証書遺言 (民法 969) (民法 969 の 2)	① 2 人以上の証人(※)の立会いが必要です。 ② 遺言者が口述し、公証人が筆記します。 ③ 公証人が遺言者及び証人に読み聞かせます。 ④ 遺言者及び証人が筆記の正確なことを承認して、各自署名押印します。 ⑤ 公証人が方式が適正であることを付記して署名押印します。	① 紛失や改ざんの心配がありません。 ② 遺言内容について争いが生じたり、遺言が無効とされることが少なくなります。 ③ 文字を書けない人でもできます。	① 遺言書作成に伴い証人 2 人以上が必要で、公証人に対する費用がかかります。 ② 手続きが面倒で手間がかかります。 ③ 遺言の内容は秘密にできません。	① 検認手続きは必要ありません。 ② 証人欠格に注意することが必要です。 ③ 遺言検索システムによる検索ができます。 ※聴覚又は言語機能に障害がある者が手話通訳又は筆談により公正証書遺言をすることができます。
秘密証書遺言 (民法 970) (民法 971)	① 遺言者が自身で又は他者に代筆を依頼し、遺言書を作成します。(署名・捺印以外ハソコン等利用可) ② 遺言者が遺言書に署名し、押印します。 ③ 遺言者が遺言書を封じ、同じ印章で封印をします。 ④ 遺言者が公証人及び 2 人以上の証人(※)の前に封書を提出し、自分の遺言書である旨及び筆記者の氏名・住所を申し述べます。 ④ 公証人が日付と遺言者の申述を封書に記載し、遺言者、証人とともに署名押印します。	① 遺言の内容を秘密にし、その存在のみを明らかにできます。 ② 改ざんの心配がありません。 ③ 署名押印さえできれば、他の文字が書けない人でもできます。 ④ 公正証書遺言と比べて費用が安く、一律 11,000 円とされています。	① 遺言書作成に伴い証人 2 人以上が必要で、公証人に対する費用がかかります。 ② 紛失の恐れがあります。 ③ 方式、内容に不備があると無効や争いになる可能性があります。	① 加除訂正の方法に十分注意する必要があります。 ② 検認手続きが必要です。 ③ 証人欠格に注意する必要があります。 ※ 言語機能に障害がある者が手話通訳により秘密証書遺言をすることができます。 ※ 遺言書に捺印した印鑑と同様の印鑑、遺言書を入れる封筒を用意します。

(※) 公正証書遺言及び秘密証書遺言を作成する場合の証人については、①未成年者、②推定相続人・受遺者並びにこれらの者の配偶者及び直系血族、及び③公証人の配偶者・4 親等内の親族、書記及び使用人は証人になることはできません。

(注) 令和 2 年 7 月 10 日以降から法務局で自筆証書遺言を保管してもらうことができます。そのことで、自筆証書遺言の短所の大半が解消されることが期待できます。また、検認手続きも不要とされます。

● 公正証書遺言と自筆証書遺言方式の相違点

	公正証書遺言方式	自筆証書遺言方式
作成者と作成方法	遺言者の意思を確認して公証人が作成	本文部分は遺言者が自書し、財産目録は自書以外も可
保管制度	公証人役場で保管	遺言者自らが法務局に出向き、法務局で保管
撤回方法	公証人役場から遺言書の返還を受けることはできないため、他の遺言書で撤回の意思表示を行う	法務局に預けている遺言書の返還を受け、廃棄して撤回することもできる
安全性	公証人が関与することから、無効になる可能性が低い	遺言の内容や遺言者の意思について、紛争になる可能性が公正証書遺言と比較して高い
費用	遺言書作成に当たり、公証人などに対する費用が発生する	遺言書作成費用は生じない。法務局で保管してもらうときに保管費用が発生する

(文責:山本和義)